

旧神谷家住宅保存修理・活用改修提案及び耐震調査等業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務名

旧神谷家住宅保存修理・活用改修提案及び耐震調査等業務委託

2 業務場所

旧神谷家住宅（安城市野寺町野寺33番2）（安城市所有）

* 国指定史跡 本證寺境内の中に立地

建物自体は未指定で、国登録文化財とする予定

3 趣旨

国指定史跡本證寺境内（平成27年3月10日指定）の中にある旧神谷家住宅は、国登録文化財として保存修理と活用改修を実施した後、令和9年に一般供用開始を予定している（仮称）本證寺史跡公園において、文化財として保存・公開すると同時に、「案内・学習・ボランティア施設」としての活用を計画している。

本業務は、安城市と安城市が運営するワークショップ等と連携しながら、その保存修理及び活用改修方針を定めるとともに、これらのための設計に資する耐震診断等の詳細調査を実施するものである。

特に文化財建造物の保存修理と活用改修という高度な専門知識と技術及び豊富な創造性が求められる業務のため、これらを有した質の高い事業者を審査し選定する。

4 業務内容

別紙「旧神谷家住宅保存修理・活用改修提案及び耐震調査等業務特記仕様書」のとおり

対象建造物の概要

木造切妻平屋建て（一部ツシ2階）

大正9年（1920年）造

1階：203.88㎡ 2階：56.05㎡（登記簿）

下水未開通地域（要浄化槽：旧居住者用5人槽の浄化槽穴あり）

* 国指定史跡地内のため、遺構に到達する新たな地下の掘削は不

可能

5 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月15日（金）まで

6 提案上限金額 3,617,947円

（消費税及び地方消費税相当額を含む）

7 選定方式

公募型プロポーザル方式

8 参加資格

参加者は、次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとする。

- （1）安城市競争入札参加資格者名簿に登録がある業者であること。
- （2）公告の日から契約日までの期間に安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- （3）一級建築士または二級建築士が正規社員（正規職員、正規会員等）として所属していること。
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （5）公告の日から、開札の日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

9 日程

本プロポーザルの日程は以下のとおり。なお、発注者の都合や参加表明者・受注候補者が多数の場合等、予定を変更する場合がある。

| | | |
|----|--------------------|--------------|
| 1 | 実施要領の公告日 | 令和5年6月27日（火） |
| 2 | 実施要領への質問の受付開始 | 令和5年6月27日（火） |
| 3 | 実施要領等に関する質問の提出期限 | 令和5年7月7日（金） |
| 4 | 参加表明書の提出期限 | 令和5年7月12日（水） |
| 5 | 参加資格の確認・書類審査（一次審査） | 令和5年7月13日（木） |
| 6 | 結果通知（一次審査） | 令和5年7月14日（金） |
| 7 | 企画提案書の提出期限 | 令和5年7月21日（金） |
| 8 | 企画提案説明会・審査（二次審査） | 令和5年7月28日（金） |
| 9 | 結果通知（二次審査） | 令和5年8月4日（金） |
| 10 | 仕様書協議 | 令和5年8月上旬（予定） |
| 11 | 契約締結 | 令和5年8月中旬（予定） |

10 参加表明手続き

（1）受付開始

令和5年6月27日（火）

（2）提出書類

参加表明手続きの提出書類は以下のとおり。

| | 種類 | 様式 | 部数 |
|---|---------|-----|----|
| 1 | 参加表明書 | 様式1 | 1 |
| 2 | 業務実績一覧 | 様式2 | 1 |
| 3 | 業務実施体制図 | 様式3 | 1 |
| 4 | 業務従事者一覧 | 様式4 | 1 |

（3）提出期限

令和5年7月12日（水）午後5時必着

（4）提出場所

生涯学習部文化振興課文化財係

（安城市歴史博物館内 愛知県安城市安城町城堀30番地）

（5）提出方法

郵送（一般書留または簡易書留、配達過程が確認できれば宅配便可）
または持参。提出時の企画内容説明は受け付けない。なお、郵送時に

は、その旨を電話連絡すること。

1 1 参加資格の確認・書類審査（一次審査）

（１）参加表明書等を提出した者のうち、「８ 参加資格」のすべてを満たす者を受注候補者とする。

（２）結果については、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に送信する。

（３）一次審査結果通知

令和５年７月１４日（金）

1 2 実施要領等に関する質問及び回答

（１）受付開始

令和５年６月２７日（火）

（２）提出書類

実施要領等に関する質問の提出書類は、様式７とする。

ただし、質問者名、住所、電話番号、メールアドレスは明記すること。

（３）提出方法

bunkazai@city.anjo.lg.jp あてにメールで提出し、到達確認を電話で必ず行うこと。

（４）提出期限

令和５年７月７日（金）午後５時まで

（５）回答

回答は、すみやかに安城市ウェブサイト「望遠郷」にて公開する。

（６）その他

電話・FAXによる質問、本実施要領及び特記仕様書の内容以外の質問は受け付けない。

1 3 企画提案手続き

受注候補者に選定された者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

| | 種類 | 様式 | 部数 |
|---|-------|--|----|
| 1 | 企画提案書 | <p>様式は任意。別紙「特記仕様書」を参考にしつつ、次の3点を中心に作成すること。</p> <p>① これまでに受注した文化財建造物（国・県・市指定または国登録）で、修理改修設計（伝統構法を活かしつつ、目的に応じた修理及び改修）が最も成功したと認識する事例を、提出書類の業務実績一覧の中から1つ取り上げて、その優れた点を説明すること。</p> <p>② 建造物の文化財的価値と安城市の考える活用方法を踏まえ、文化財としての価値を損なわず、どのように改修するのかの概略（間取りなどの図を添付）を説明すること。</p> <p>③ ②を実現するための適切な耐震補強の手法と、バランスの取れた改修全体の概算経費について提案すること。</p> <p>A4両面印刷（カラー可）。目次等を含め全8ページ以内。</p> <p>ページ番号を付記すること。</p> | 10 |
| 2 | 見積書 | 様式5 | 1 |

(1) 提出期限

令和5年7月21日（金）午後5時必着

(2) 提出場所

生涯学習部文化振興課文化財係

（安城市歴史博物館内 愛知県安城市安城町城堀30番地）

(3) 提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留、配達過程が確認できれば宅配便可）
または持参。提出時の企画内容説明は受け付けない。なお、郵送時には、その旨を電話連絡すること。

（４）対象建造物の実見

企画提案のために対象建造物の実見を希望する場合は、本要領 2 4 の問い合わせ先に事前に電話連絡し、スケジュールを調整すること。実見は、令和 5 年 7 月 5 日（水）午後 5 時までとし、実見時間は 3 0 分間で、1 回限りとする。なお、企画提案に関する質問は受け付けない。

（５）辞退

参加表明手続き後に辞退する場合は、直ちに電話で連絡し、令和 5 年 7 月 2 1 日（金）午後 5 時までに辞退書（様式 6）を提出すること。

1 4 企画提案説明会・審査（二次審査）

受注候補者に選定された者は、提出した企画提案書に基づき、以下のとおり企画提案説明を行うこと。

（１）日 時

令和 5 年 7 月 2 8 日（金） 午前 9 時 3 0 分～ 1 2 時

（受注候補者多数による予備日：同 8 月 2 日（水） 午前 9 時～）

詳細な時間は別途通知する。

受注候補者が複数の場合の企画提案説明の順序は発注者が定める。

（２）場 所

安城市歴史博物館 講座室（愛知県安城市安城町城堀 3 0 番地）

（３）説明者

3 人までとし、本業務を実際に行う従事者を主とすること。

（４）説明時間

3 0 分以内（プレゼンテーション 2 0 分、質疑 1 0 分）

（５）説明方法

企画提案書及びパソコンによるプロジェクター映写画面を使って説明する。企画提案書同様、企画提案書①、②、③を中心に行うこと。パソコンは企画提案者が持参する。接続は VGA 端子（アナログ RGB）または HDMI 端子とする。

1.5 審査方法

安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、生涯学習部長を委員長とする選定委員会において選定する。なお、企画提案書の内容について、事前に安城市文化財保護委員会委員から意見を聞くことがある。

1.6 選定方法

- (1) 各選定委員が別表の評価基準をもとに採点する。各委員の合計点を集計した点数(総合計点)が、満点の6割に満たない者は選外とする。ただし、すべての者が、総合計点が満点の6割未満のため選外となった場合は、委員の協議により候補者を選定する。
- (2) 委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。ただし、すべての委員が第1位とした者があった場合は、その者を候補者、第2位を最も多く獲得した者を次点者とする。
- (3) 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得した者を候補者とする。
ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は各委員の合計点を集計した点数(総合計点)がより高い者を候補者とする。
- (4) 第1位及び第2位と順位付けしたものがない場合は、総合計点の高い者を上位として順位付けする。
- (5) 総合計点も同点の場合は、見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

1.7 審査結果の通知

審査終了後、選定結果を個別に通知するものとする。

1.8 企画提案の無効

次のいずれかにあたる場合は、企画提案を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類の不備及び未記入がある場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 複数の企画提案書を提出した場合

1 9 その他

(1) 企画提案書の作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とする。

(2) 提出書類については返却しないものとする。

(3) 審査結果についての異議申し立ては受理しないこととする。

(4) 著作権の取り扱い

決定した業者の企画提案書に係る著作権は、安城市に帰属する。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属する。

2 0 提出書類の変更

企画提案に関する書類の追加、変更、差し替え及び再提出は認めない。提出書類の誤字脱字等がある場合は、企画提案説明会時に説明すること。

2 1 優先交渉権者の決定

本市は、選定委員会の選定を受けて、合計点第1位と採点した委員を最も多く獲得した優秀提案者を優先交渉権者として決定する。優先交渉権者との交渉が整わない場合または優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の者と交渉する。

2 2 再委託の禁止

受注者は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。ただし、この場合でも、受注者は当該第三者の行為のすべてについて責任を免れない。

2 3 契 約

契約については、受注者と別途協議の上決定する。

2 4 問い合わせ先及び各種書類の提出先

(1) 住 所 〒446-0026

安城市安城町城堀30番地

(2) 担 当 生涯学習部文化振興課文化財係（安城市歴史博物館内）

*月曜休

(3) 電 話 0566-77-4477

(4) メール bunkazai@city.anjo.lg.jp